

新 旧 対 照 表

千歳市アイヌ施策推進地域計画

令和8年3月23日変更認定（令和6年3月18日認定）

（下線部は変更部分）

変更後				変更前			
千歳市アイヌ施策推進地域計画				千歳市アイヌ施策推進地域計画			
1～2（略）				1～2（略）			
3(1)～(2)（略）				3(1)～(2)（略）			
3(3) 数値目標				3(3) 数値目標			
事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業	事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
K P I	担い手育成事業、イオル再生自然素材育成事業参加者数	普及啓発事業参加者数 埋蔵文化財センター等来場者数	生活館建て替え準備事業の進捗 国際交流事業交流者数	K P I	担い手育成事業、イオル再生自然素材育成事業参加者数	普及啓発事業参加者数 埋蔵文化財センター等来場者数	生活館建て替え準備事業の進捗 国際交流事業交流者数
令和6年度 （基準年度）	180人／年間	1,000人／年間	500人／年間	令和6年度 （基準年度）	180人／年間	1,000人／年間	500人／年間
令和7年度	200人／年間	1,300人／年間 3,400人／年間	2,000人／年間	令和7年度	200人／年間	1,300人／年間 3,400人／年間	2,000人／年間
令和8年度 （中間目標）	220人／年間	1,400人／年間 3,600人／年間	_____	令和8年度 （中間目標）	220人／年間	1,400人／年間 3,600人／年間	<u>基本設計の完了</u>
令和9年度	240人／年間	1,500人／年間 3,800人／年間	<u>基本設計の完了</u> 2,000人／年間	令和9年度	240人／年間	1,500人／年間 3,800人／年間	<u>実施設計の完了</u> 2,000人／年間
令和10年度 （最終目標）	260人／年間	1,600人／年間 3,800人／年間	<u>実施設計の完了</u>	令和10年度 （最終目標）	260人／年間	1,600人／年間 3,800人／年間	_____

変更後	変更前
4～5(略) 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)文化振興事業 事業内容:4-1「アイヌ文化担い手育成事業」伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業」と同じ 事業期間:令和6年度～令和10年度 事業費 : <u>73,286千円</u> 事業内容:4-2「千歳アイヌ文化普及啓発事業」アイヌ出土文化財保存・活用事業」と同じ 事業期間:令和6年度～令和10年度 事業費 : <u>59,682千円</u> 6(2)(略) (3)コミュニティ活動 事業内容:4-4「生活館建て替え準備事業」アイヌ文化国際交流事業」と同じ 事業期間:令和6年度～<u>令和10年度</u> 事業費 : <u>55,509千円</u> 7～10(略)	4～5(略) 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1)文化振興事業 事業内容:4-1「アイヌ文化担い手育成事業」伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業」と同じ 事業期間:令和6年度～令和10年度 事業費 : <u>73,373千円</u> 事業内容:4-2「千歳アイヌ文化普及啓発事業」アイヌ出土文化財保存・活用事業」と同じ 事業期間:令和6年度～令和10年度 事業費 : <u>46,704千円</u> 6(2)(略) (3)コミュニティ活動 事業内容:4-4「生活館建て替え準備事業」アイヌ文化国際交流事業」と同じ 事業期間:令和6年度～<u>令和9年度</u> 事業費 : <u>46,296千円</u> 7～10(略)

千歳市アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
千歳市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道千歳市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

千歳地方一帯は、1600年代より「シコツ」（アイヌ語で大きな凹地）と呼ばれており、史記にも「志古津」や「シコツ」と記載され、千歳川もかつてはシコツ川と呼ばれていた。

鮭が遡上するシコツ川（千歳川）沿岸をはじめ、千歳地方一帯には多くのアイヌ民族がコタンを形成して暮らしており、また、古来より太平洋側と日本海側をつなぐ交通の要路であったことから、「シコツ十六場所」を中心に、アイヌ民族と和人の交易が盛んに行われるなど、歴史的にアイヌ民族やアイヌ文化と関わりが深い地域である。

千歳市においては、昭和32年に蘭越町内会が北海道アイヌ協会へ加入したことに始まり、昭和37年2月には「北海道ウタリ協会千歳支部」が結成された。

平成21年に北海道ウタリ協会が北海道アイヌ協会に改称され、平成26年に社団法人から公益社団法人へ移行したことに伴い、千歳支部も同年4月から「千歳アイヌ協会」に改称した。

平成2年4月には、千歳アイヌ協会内に「千歳アイヌ文化伝承保存会」が結成され、アイヌ語教室や刺繍教室を開催し、伝統儀式「アシリチェプノミ」を一般公開するなど、市内でアイヌ文化を広める活動が行われるようになり、また、アイヌ古式舞踊の保存活動も活発に行われるようになった。

平成8年3月には、地域のアイヌ民族や学校、保護者等の協力により、千歳市立末広小学校の校舎内にアイヌ民族の伝統的住居「チセ」が再現され、学校教育現場における本格的なアイヌ文化学習が行われるようになった。

このように、「千歳アイヌ協会」及び「千歳アイヌ文化伝承保存会」によるこれまで取組の成果により、市内でアイヌ民族の歴史や文化を学ぶ機会が増え、市民の関心は高まりつつあるものの、正しい理解の浸透には継続した取組が必要となっている。

一方で、「千歳アイヌ協会」及び「千歳アイヌ文化伝承保存会」の会員の高齢化や経済的理由等により文化伝承活動に専念することができないなど、アイヌ文化等の担い手は不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

また、「千歳アイヌ協会」及び「千歳アイヌ文化伝承保存会」による伝承活動は、これまで蘭越生活館を拠点に行われてきたが、施設の老朽化に加えて敷地の狭隘化などが課題となっており、今後、千歳のアイヌ文化を保存・継承していくための活動拠点として、また、アイヌ民族及び文化に対する理解を深めていただくための発信拠点として、新たな施設の整備が必要になっている。

※アイヌ関連団体

・千歳アイヌ協会

(設立：昭和37年2月、代表者：中村吉雄、会員数：47世帯、170名)

・千歳アイヌ文化伝承保存会

(設立：平成2年4月、代表者：中村吉雄、会員数：14世帯、16名)

※アイヌ文化等関連施設

・蘭越生活館

所在：千歳市新星1丁目3-7

現況：平成2年3月開館。地域住民に対する生活相談を行っているほか、アイヌ文化伝承活動の場、地域住民との交流の場として、伝統儀式や市民向けのアイヌ文化講座、アイヌ文化発表会などを開催している。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化の保存・継承、普及・啓発に資する施策を推進することにより、先人から受け継がれてきたアイヌ民族の知識や技術を次世代へ確実に継承するとともに、アイヌ民族の歴史や文化への市民理解を深めることで、アイヌの人々の誇りが尊重される地域社会の実現を目指す。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
K P I	担い手育成事業、イオル再生自然素材育成事業参加者数	普及啓発事業参加者数 埋蔵文化財センター等 来場者数	生活館建て替え準備事業の進捗 国際交流事業交流者数
令和6年度 (基準年度)	180人／年間	1,000人／年間	500人／年間
令和7年度	200人／年間	1,300人／年間 3,400人／年間	2,000人／年間

令和8年度 (中間目標)	220人／年間	1,400人／年間 3,600人／年間	
令和9年度	240人／年間	1,500人／年間 3,800人／年間	<u>基本設計の完了</u> 2,000人／年間
令和10年度 (最終目標)	260人／年間	1,600人／年間 3,800人／年間	<u>実施設計の完了</u>

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■アイヌ文化担い手育成事業

- ・千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会が主体となり、アイヌ文化に関わる市民講座などの開催を通じて、刺しゅうや木彫、伝統舞踊、古くから伝わる物語などアイヌ民族の知識や技術、近代史における歴史的背景を伝え、アイヌ文化伝承活動のすそ野を広げるとともに、正しい識見による文化伝承活動の担い手を育成する。
- ・アイヌ民族に伝わる木彫や民具、手芸品などの制作を通して、制作に関わる知識や技術の保存・継承を図るとともに、制作物を生活館及び市内イベント会場等に展示し、市民及び来場者に広く紹介する。
- ・エカシ・フチに伝わるアイヌの風習、言い伝え、出来事などをデジタル媒体の記録に整理・保存し、伝承活動に役立てる。

■伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業

- ・アイヌ民族が暮らしてきた伝統的な生活空間を再生し、持続可能な方法で資源を採取・活用していくための環境整備の一環として、千歳アイヌ協会に用地を提供し、古くからアイヌ民族が暮らしに活かしてきた樹木や草花等の自然素材を育成する。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化普及啓発事業

- ・千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会の会員を中心に大切に受け継がれてきたアイヌ民族の伝統・文化を広く市民に発信するため、親子でアイヌ文化を体験できるイベントや千歳アイヌ協会が整備・保管してきた数多くの民具や遺族から市に寄贈のあった貴重な民具等を展示し、会員自らによる説明や近代アイヌ史の講話を交えたアイヌ文化と歴史を学ぶ展示会を開催する。
- ・アイヌ文化教育に精通する者を千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会の文化伝承活動の広報担当員として配置し活動取材や特集企画を行うなど、ホームページやSNS媒体を積極的に活用し、わかりやすい情報発信を

実践する。

- ・市内で開催されるイベント等の会場において、アイヌ民族に伝わる古式舞踊の公演や楽器の演奏、アイヌ民族に関わる講話を開催する。
- ・アイヌ語・口承文芸講座のオンライン開催を通じて、アイヌ語の千歳方言、千歳の口承文芸、千歳のアイヌ文化伝承活動などについて広く受講者へ発信する。
- ・イベントや公演等の告知、開催状況の発信強化に努め、市民参加の拡充を図る。
- ・市民が、旧石器時代にはじまり縄文時代を経てアイヌ文化期に至る先人の歴史を学習し理解を深める機会として、史跡やアイヌ文化施設等を巡る見学会を開催する。

■アイヌ出土文化財保存・活用事業

- ・千歳市内の中近世の遺跡から出土し、水中等により長く保管してきた脆弱なアイヌ文化出土品に保存処理を施し、市民等が間近に見ることができる文化財として千歳市埋蔵文化財センターなどに展示し、先住民族としてのアイヌの人々の暮らしや縄文期からつながる歴史的背景などの学びの機会に活用する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■生活館建て替え準備事業

- ・蘭越生活館は市内で唯一の生活館として、長い間、アイヌ文化の伝承活動及び地域住民との交流拠点として利用されてきたが、建物や設備の老朽化、駐車場の狭隘化等により施設の利用が困難になっていることから、建て替えが必要になっている。建て替えにより、バリアフリー化や駐車スペースの確保を図り、市民をはじめ訪れる方々の利便性を高めるとともに、展示コーナーの整備等により、アイヌ文化に関わる学習の支援及び理解の促進を図るため、生活館建て替えの準備作業を進める。

※生活館の建て替えについては、次期計画での実施を予定する。

■アイヌ文化国際交流事業

- ・千歳アイヌ協会及び千歳アイヌ文化伝承保存会の会員をはじめ関係者が、姉妹都市であるアラスカ州アンカレジ市を訪問し、アラスカ先住民族との交流を通して、その文化を保存・継承していくための手法や課題を学び、千歳におけるアイヌ文化の伝承活動に役立てる。
- ・アンカレジ市の先住民族及び関係者を招へいし、千歳のアイヌ文化を紹介するとともに、市民との交流を通してアラスカ先住民族の歴史や文化を伝え、アイヌ民族をはじめ先住民族に関する市民理解を深める。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4－1「アイヌ文化担い手育成事業」「伝統的なアイヌ文化・生活の場再生事業」と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：73,286千円

事業内容：4－2「千歳アイヌ文化普及啓発事業」「アイヌ出土文化財保存・活用事業」と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：59,682千円

(2) 地域・産業振興事業

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4－4「生活館建て替え準備事業」「アイヌ文化国際交流事業」と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：55,509千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

■ 4－1に記載する事業は、アイヌ文化伝承活動のすそ野を広げ、伝承活動の担い手を育成すること、また、知識や技術を保存・継承し記録に残すこと、さらに、伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会及び共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4－2に記載する事業は、受け継がれてきたアイヌ文化の普及・啓発に関わるイベントの開催や公演の実施、また、オンラインによるアイヌ語・口承文芸の学習機会の提供、文化財や歴史に関わる見学会などにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会及び共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4－4に記載する事業は、アイヌ文化の伝承活動及び地域住民との交流の拠点施設を整備すること、また、アラスカ先住民族と交流することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会及び共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、千歳市の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、それぞれ市の事業担当部署において事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、それぞれ市の事業担当部署において特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、千歳アイヌ協会から市へ要望書の提出があったほか、事業内容についてアイヌの方々に確認し、了解を得ている。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIについて、実績値を公表する。また、アイヌ施策推進庁内連携会議及びアイヌ関連団体等により目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：目標の達成状況は、計画期間における毎年度3月末時点で評価を行うほか、令和8年度末時点で中間評価、令和10年度末時点で最終評価を行う。

内容：目標の達成状況について、毎年度7月までにアイヌ施策推進庁内連携会議及び外部有識者等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果は、市公式ホームページにおいて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

(1) 当該事業の必要性等

本市は、北海道の中南部、石狩平野の南端に位置し、札幌市や苫小牧市など4市4町に隣接している。市域は東西に長く、東部に農村地域、中央部に市街地、西部は山岳地帯で国立公園支笏湖地域を形成している。森林面積は32,020haで林野率は54%となっており、そのうち82%が国立公園支笏湖地域から市街地へ続く国有林野となっている。民有林は主に東部地域に点在し、森林面積は4,006haで占有率は13%、人工林率は国有林、民有林とも25%前後となっている。

アイヌの人たちは、伝統儀式に用いるイナウ（ミズキ等の枝から作られる木製の祭具）をはじめとする各種の生活用具を周辺の森林から採取した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作してきた。

こうした林産物の採取は、入林や購入に係る手続きの煩雑さから国有林野では行われておらず、専ら民有林で事前に所有者から了解を得た上で採取が行われているが、特定の樹種の継続的な採取により資源量が減少し、民有林からの採取が困難になってきており、千歳アイヌ協会からは、国有林からの採取について要望が出されていた。

これを受けて千歳市では、令和3年度に国有林内の有用林産物の資源量調査を実施したうえで、調査結果に基づき、石狩森林管理署と「アイヌ共用林野設定契約」を締結している。現在、千歳アイヌ協会は、アイヌ共用林野から採取した林産物を民具等の制作をはじめとした伝承活動に活用しており、今後も、アイヌ文化の維持及び次世代への継承を目的に「アイヌ共用林野設定契約」を継続する方針である。

(2) 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的

- ① つる類（ツルウメモドキ、ヤマブドウ等）：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる
- ② 薬草（イケマ、ナギナタコウジュ、エンレイソウ等）：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる
- ③ 果実（サルナシ、ハスカップ、ヤマブドウ、キハダ、ホオノキ等）：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる
- ④ 山菜類：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる
- ⑤ きのこと類：植生の調査と伝統的な利用法の研究に用いる

(3) 当該事業により採取する林産物の概ねの数量

- ①～⑤の種類毎に年平均20Kg程度

(4) ①～⑤の林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署等の名称

場所：千歳市内及び周辺の国有林野

管轄：石狩森林管理署

(5) 予定する契約者

千歳市

(6) 予定する共用者

千歳市内に居住する者であって、林産物の使用等を通じてアイヌ文化の保存及び継承に資する意向のある者等（個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する）。

(7) 管轄する森林管理署等との事前調整状況

令和4年3月29日付けで締結した「アイヌ共用林野設定契約」の期間が令和5年度末をもって満了することから、契約を更新したい旨、千歳市から石狩森林管理署へ意向を伝え、手続きを進めることで了解を得ている。

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

(1) 当該事業の概要

アイヌの人々にとって鮭は、カムイチェプ（神の魚）、シペ（本当の食べ物）として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、生活に欠かすことのできない大切な魚であった。鮭が遡上する千歳川沿いのコタン（集落）では、マレク（突き鉤）等を使った漁が行われ、秋にはその年最初に採れた鮭をカムイに捧げる儀式である「アシリチェプノミ（新しい鮭を迎える儀式）」が行われていた。

千歳アイヌ文化伝承保存会は、千歳地方のアイヌ民族において継承されてきた「アシリチェプノミ」の儀式を保存・継承し、儀式に関する知識の普及啓発を図るため、平成3年に「アシリチェプノミ」を復活させ、以後、毎年一般に公開して執り行っており、チプ（丸木舟）を操船しながら行うマレク漁は、千歳地方のアイヌ民族の特色ある伝承活動となっている。

「アシリチェプノミ」では儀式のほか、国指定重要無形民俗文化財であるアイヌ古式舞踊が披露されるなど、市民がアイヌ民族の伝統・文化に触れる貴重な機会となっており、今後も継続して実施していく方針である。

(2) 実施主体

千歳アイヌ協会（住所：千歳市新星1丁目3-7、代表者：中村吉雄）

(3) 採捕の区域（別添位置図参照）

千歳川サケ親魚捕獲ゲートから王子製紙（株）千歳第4発電所堤体までの千歳川の本支流の区域

(4) 採捕の期間

毎年9月1日から翌年2月28日まで

(5) 採捕する水産動物の種類及び数量

種類： さけ

数量： 毎年150尾以内

(6) 使用予定漁具（別添資料参照）

種類	マレク（鉤鉈）、アップ（流し鉤）、たも網
規模	マレク： 長さ 3.6 m アップ： 長さ 2.0 m たも網： 口径 80 cm、長さ 2.0 m
数	マレク： 10 アップ： 10 たも網： 3
漁法	マレク： かぎ アップ： かぎ たも網： すくい網

(7) 予定する採捕従事者

数名程度

(8) 使用予定船舶

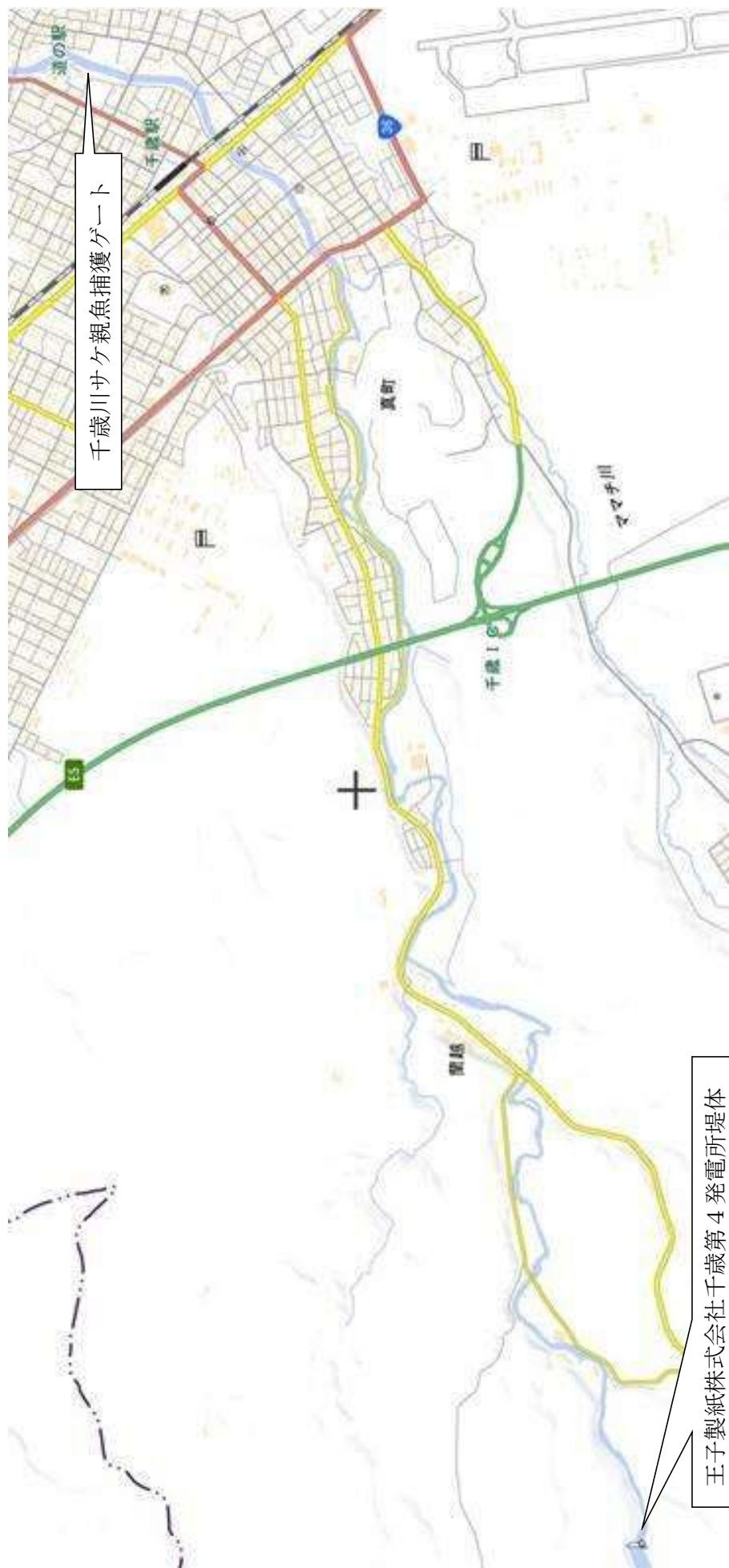
丸木舟 2 隻（所有者氏名：千歳アイヌ協会 会長 中村吉雄）

(9) 関係者との事前調整状況

令和 6 年 1 月 26 日に千歳市、千歳アイヌ協会、（一社）日本海さけ・ます増殖事業協会の三者で協議を行い、（一社）日本海さけ・ます増殖事業協会から、本計画書 10 の（1）から（9）までの内容について了解が得られている。

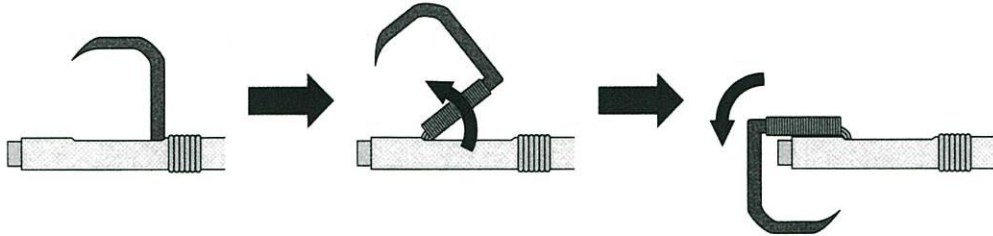
別添位置図

採捕の区域(3)
千歳川サケ親魚捕獲ゲートから王子製紙(株)千歳第4発電所堤体までの千歳川の区域



マレク (自存鉈)

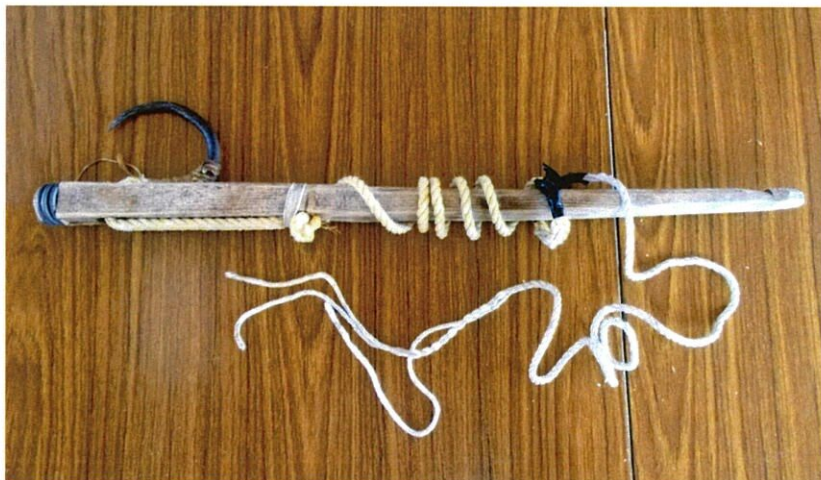
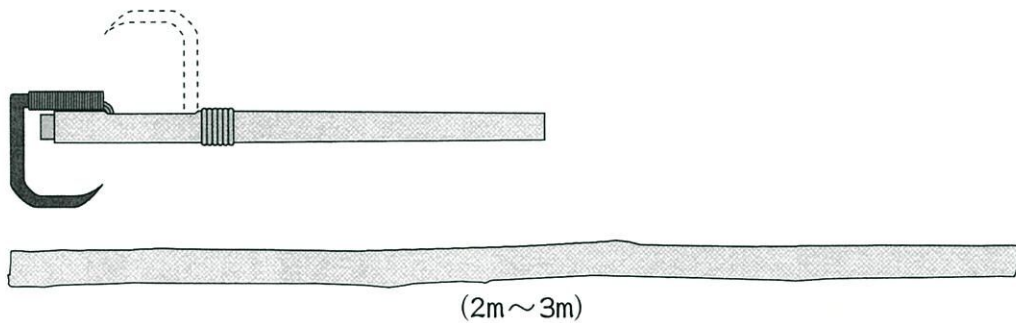
1. 鮭に刺さる部分



2. ①を取り付ける台木



3. 台木をしばりつける柄



マレク (写真は、柄が付いていません)